

香川県

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方等に関する総合的なガイドライン

－生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指して－

【中学校版】

香川県教育委員会

令和5年3月

目 次

はじめに	1
本ガイドライン策定の趣旨等	2
I 生徒の豊かなスポーツ・文化活動の実現を目指す取組み	
1 国の動向	3
2 香川県における学校部活動を取り巻く状況	
(1) 中学校部活動の現状	5
(2) これまでの部活動改革に向けた取組み	7
3 香川県における今後の目指す姿と取組みの方向性	8
II 学校部活動	
1 学校部活動の意義と学習指導要領上の位置付け	9
2 学校部活動の運営	
(1) 適切な運営のための体制整備	10
① 学校部活動に関する方針の策定等	
② 指導・運営に係る体制の構築	
(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の促進	11
① 適切な指導の実施	
② 部活動指導員・外部指導者の活用	
③ 学校部活動の再編等	
④ 学校単位で参加する大会等の見直し	
(3) 適切な休養日等の設定	14
(4) 生徒・地域のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	15
(5) 安全管理・事故防止	16
① 考え方と留意点	
② 事故発生時の対応	
3 学校部活動の保護者・地域との連携	
(1) 保護者との連携	18
(2) 地域との連携	18

Ⅲ 新たな地域クラブ活動

1 地域移行の目的及び方向性	20
2 新たな地域クラブ活動の運営	
(1) 参加者	22
(2) 運営団体・実施主体	22
(3) 指導者	23
(4) 活動	25
(5) 学校との連携等	26
3 学校部活動の地域移行に向けた取組み	
(1) 検討体制の整備	27
(2) ニーズの把握	27
(3) 指導者の確保	28
(4) 生徒や保護者等への情報発信	28
(5) 活動場所の確保	28

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導體制を継続することは、学校における働き方改革が進む中、より一層厳しくなります。

このような中、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が発出されました。

これを受けて、香川県教育委員会では、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現することを目指して、このたび新たに「香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があると考えております。

学校部活動については、その意義を踏まえ、たうえで、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の推進を図ることとし、部活動の指導者として地域の人材を活用することや、複数校による合同部活動の実施など、地域の実情に応じ、地域との連携を積極的に進めていただきたいと考えております。

また、休日の学校部活動については、地域や学校の実情等にも十分に配慮しながら、地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への段階的な移行などの環境づくりを図り、できるところから丁寧に地域に移行する取組みを進めていただきたいと考えております。

各学校及び市町教育委員会におかれましては、本ガイドラインを参考に、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指した取組みを進めていただきますようお願いいたします。

香川県教育委員会

本ガイドライン策定の趣旨等

- 本ガイドラインは、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、国のガイドラインを踏まえつつ、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、休日部活動の地域移行に係る県の方向性や新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応についてまとめたものである。
- また、本ガイドラインは、原則として、国のガイドラインが改革推進期間とする令和5年度から令和7年度までの3年間を対象期間とするが、国の方向性や県と市町による地域移行のための協議会での検討等を踏まえて、適宜見直しを図ることとする。
- 本ガイドラインのうち「Ⅱ 学校部活動」については、国のガイドラインが都道府県に策定を求めている「部活動の在り方に関する方針」として策定するものであり、県立学校においては、県教育委員会の活動方針となり、市町教育委員会や学校法人等においては、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する際に参考とするためのものである。
- 本ガイドラインのうち「Ⅲ 新たな地域クラブ活動」については、公立の中学校の生徒の活動を主な対象としている。国立の中学校においては、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことを、私立学校については、国公立学校におけるこれらの取組みも参考にしつつ、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことを、それぞれご検討いただきたい。
- なお、平成31年3月策定の「香川県部活動ガイドライン」は、廃止する。

I 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指す取組み

1 国の動向

部活動改革について、これまでの中央教育審議会答申や国の通知文、国会での附帯決議等は、以下のとおりである。

令和4年12月の国のガイドラインで、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が提示され、地域クラブ活動への移行に向けた環境整備としては、「まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進」、「令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」などが示された。

■ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成29年12月中央教育審議会）

→部活動については、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。

■ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）※文化部活動も同様に平成30年12月に文化庁策定

→生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める。

■ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月中央教育審議会）

→地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組みを進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

■ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和元年11月衆議院文部科学委員会、同年12月参議院文部科学委員会）

→教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

- **「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」**（令和2年9月文部科学省）
→休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域の人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

- **「運動部活動の地域移行に関する検討会会議提言」**（令和4年6月）※文化庁活動も同様に同年8月に取りまとめられた
→休日の運動部活動から段階的に地域移行をしていくことを基本とし、改革集中期間（達成目標：令和5年度から令和7年度末）を設定。平日の部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進。

- **「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」**（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）
→部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という認識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

2 香川県における学校部活動を取り巻く状況

(1) 中学校部活動の現状

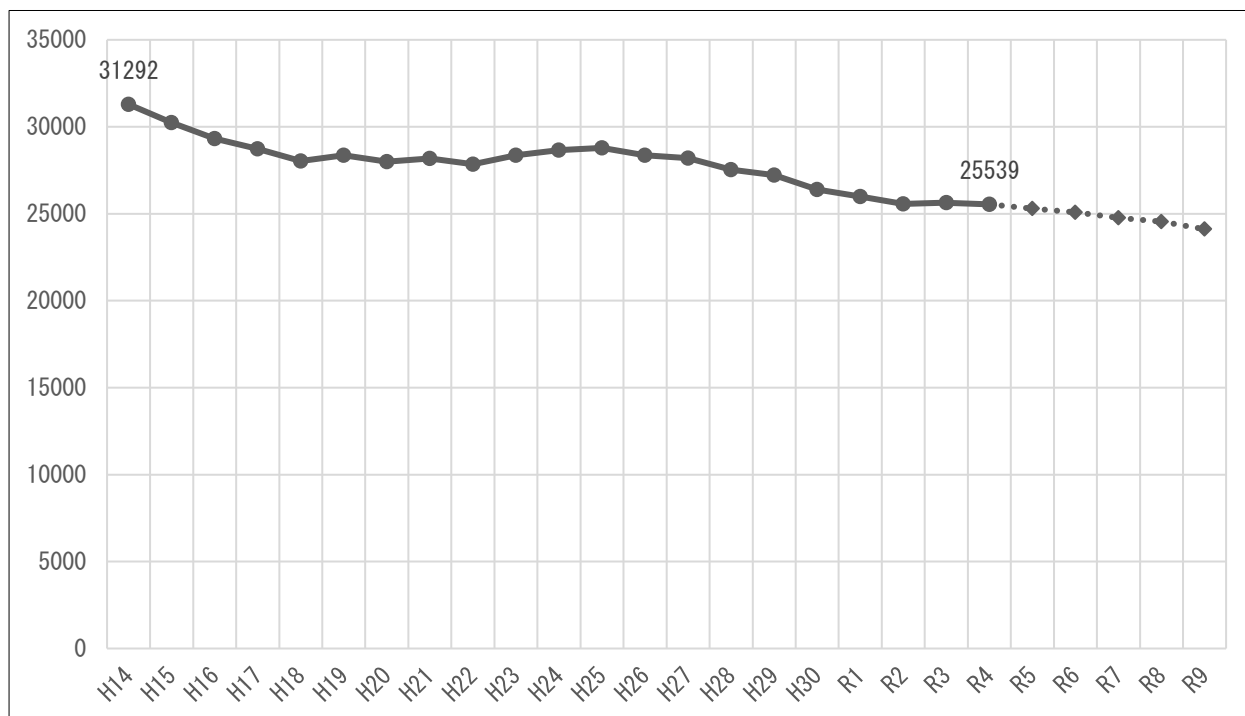
学校部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術活動等に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、責任感、連帯感を涵養するなど、生徒の自主的な学びの場として、大きな役割を担ってきた。

また、学校教育の一環として行われる部活動は、人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、生徒の意欲向上など、学校運営上にも意義があり、さらに、学校への信頼感を高めることや、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきた。

一方で、学校部活動をめぐる状況については、近年、特に持続可能性という面でその厳しさを増している。香川県における学校部活動を取り巻く状況を以下のとおりである。

- 香川県の中学校生徒数は、この20年間で5,000人以上減少しており、今後も減少する見込みである。
- 香川県の公立中学校運動部活動に所属している生徒数は、この20年間で減少（男子生徒約3,000人、女子生徒約2,000人）しているにもかかわらず、運動部活動数はほとんど変わっていない。
- 香川県の公立中学校の運動部活動顧問のうち、約6割の教員は、専門としない種目の顧問をしている。

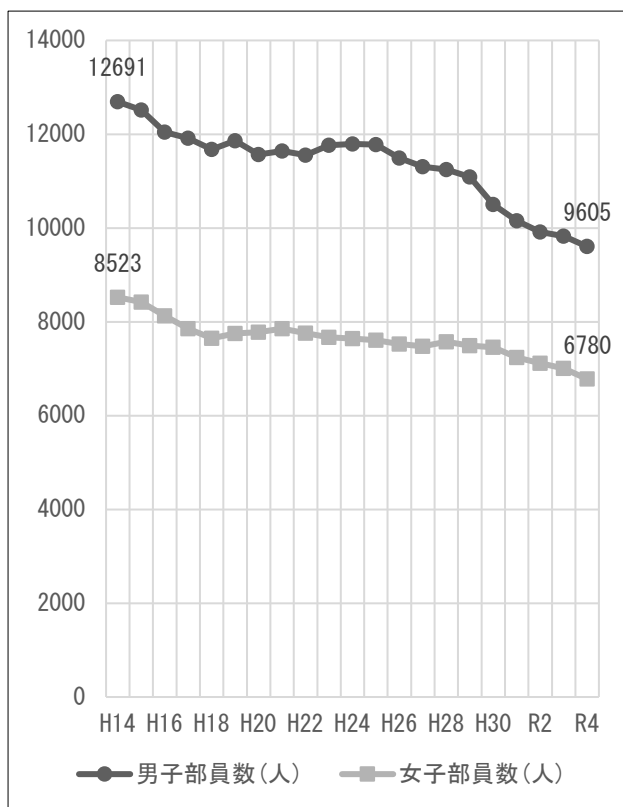
○ 香川県の中学校生徒数



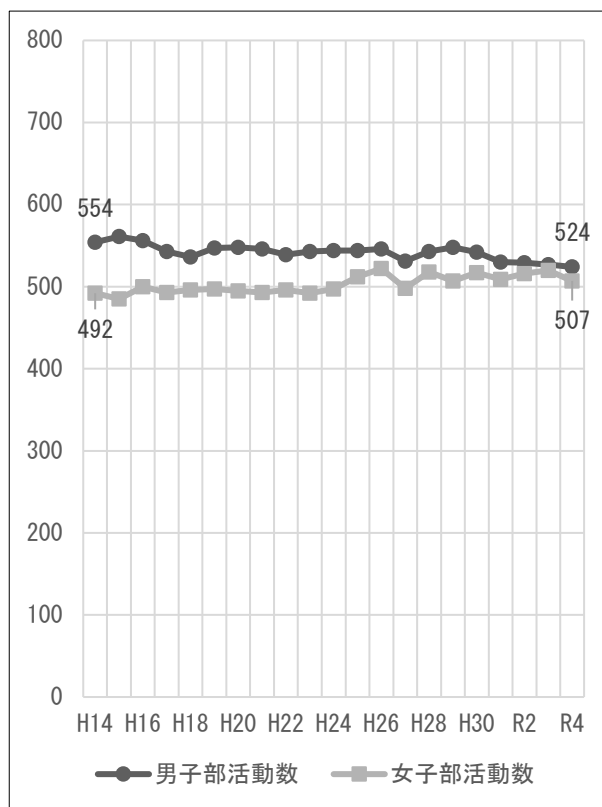
【学校基本調査（香川県教育委員会）より】

○ 香川県公立中学校の運動部活動部員数と運動部活動数

【運動部員数】

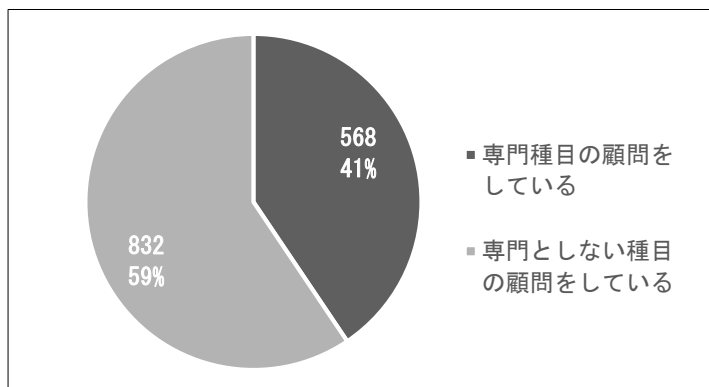


【運動部活動数】



【中学校運動部活動に関する調査（香川県教育委員会）より】

○ 香川県公立中学校の運動部活動顧問状況



【令和4年度中学校運動部活動に関する調査（香川県教育委員会）より】

(2) これまでの部活動改革に向けた取組み

香川県教育委員会では、令和3年度から、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境と学校の働き方改革の実現に向けて、スポーツ庁及び文化庁の委託を受け、実践研究（地域部活動推進事業）を進めてきた。取組みの概要は以下のとおり。

	市町	取組み内容
運動部活動	東かがわ市	<input type="checkbox"/> 実施期間：令和3年度～4年度 <input type="checkbox"/> 対 象：軟式野球、剣道、バレーボール、サッカー、バスケットボール <input type="checkbox"/> 内 容 ・市内3中学校における合同部活動の実施 ・休日における地域クラブ活動の実施 ・休日におけるクラブイベント（レクリエーション志向の児童生徒向けの活動）の実施
	三豊市	<input type="checkbox"/> 実施期間：令和3年度～4年度 <input type="checkbox"/> 対 象：軟式野球、柔道、剣道、ソフトテニス、バドミントン <input type="checkbox"/> 内 容 ・地域の指導者（外部指導者）による指導の実施 ・スポーツ協会と連携した活動の実施
	高松市	<input type="checkbox"/> 実施期間：令和4年度 <input type="checkbox"/> 対 象：バレーボール <input type="checkbox"/> 内 容 ・近隣中学校における合同部活動の実施
文化部活動	琴平町	<input type="checkbox"/> 実施期間：令和3年度 <input type="checkbox"/> 対 象：吹奏楽 <input type="checkbox"/> 内 容 ・地域の指導者（外部指導者）による指導の実施
	さぬき市	<input type="checkbox"/> 実施期間：令和4年度 <input type="checkbox"/> 対 象：吹奏楽 <input type="checkbox"/> 内 容 ・市内3中学校における合同部活動の実施（パート別活動） ・地域の指導者（外部指導者）による指導の実施

○ 実践研究の成果

- ・ 参加した生徒は、専門的な指導を受けることができた。
- ・ これまで人数が不足して実践的な活動ができなかったが、複数の中学校から参加することで可能となった。
- ・ その競技を専門としない顧問教員の精神的な負担が減少した（部活動指導に従事する時間も減少した）。

○ 実践研究の課題

- ・ 今後、各学校及び他種目で実施した際、地域で指導できる人材を確保する必要がある。
- ・ 指導者の報酬や運営団体の事務局費用等の財源を確保する必要がある。
- ・ 合同部活動を実施した際には、練習場所への安全な移動を含み、円滑に運営するための体制を整備する必要がある。

3 香川県における今後の目指す姿と取組みの方向性

【目指す姿】

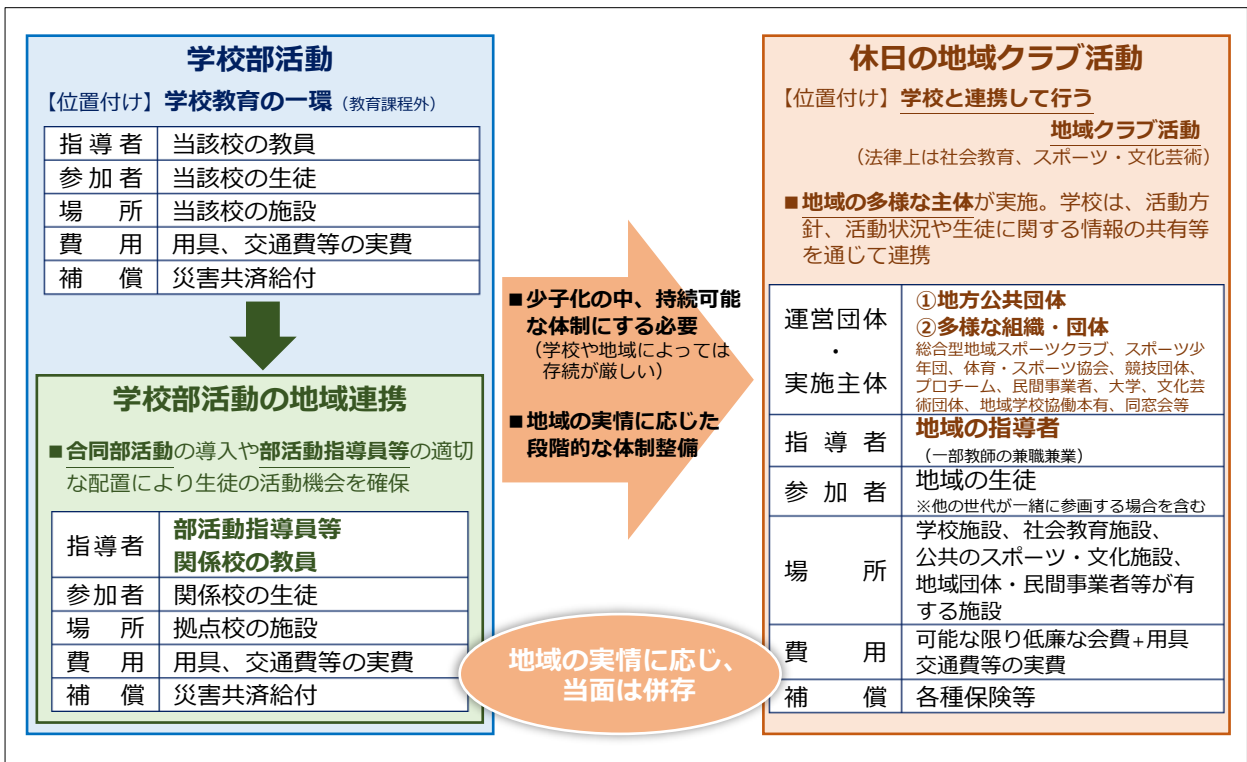
- 香川県における中学校生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現
 - ・ 生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保
 - ・ 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備



【取組みの方向性】

- 学校部活動については、その意義を踏まえ、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の推進を図ることとし、部活動の指導者として地域の人材を活用することや、複数校による合同部活動の実施など、地域との連携を、地域の実情に応じ、積極的に進めていく。
- 地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行などの環境づくりに向けては、まずは休日の学校部活動について、地域や学校の実情等にも十分に配慮しながら、段階的に進めていく。合意形成や条件整備等のために時間を要する場合があることも想定されるが、生徒の活動の機会確保に向け、地域の実情に応じて、できるところから丁寧に取り組むことが望ましい。
- 学校部活動、地域クラブ活動とも、生徒等の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

【学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）】



(参考：スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」参考資料)

II 学校部活動

1 学校部活動の意義と学習指導要領上の位置付け

- 学校部活動は、異年齢との交流や生徒同士・生徒と教員等との人間関係の構築等を通じ、これまで生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきたものであることから、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動を守っていくとの認識のもと、部活動改革を進める必要がある。
- 学校部活動は教育課程外の学校教育活動であり、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動である。
- スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。
- 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにする。
- 関係者の理解と協力のもと、生徒の視点に立った学校部活動運営を行う。

学校部活動は、学習指導要領上では、「第1章 総則」に下記のとおり位置付けられている¹。

○中学校学習指導要領（平成29年告示）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

¹ 国のガイドラインでは、次期改訂時に合わせて、その見直しを検討する予定であることが記載されている。

2 学校部活動の運営

(1) 適切な運営のための体制整備

① 学校部活動に関する方針の策定等

- 県教育委員会は、本ガイドラインを県立学校に係る「部活動の在り方に関する方針」とする。
- 市町教育委員会や学校法人等は、本ガイドラインを参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- 校長は、県教育委員会、市町教育委員会、学校法人等（以下「学校の設置者」という。）の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を、校長に提出する。

学校部活動の実施にあたっては、

- ・ 個々の生徒が今以上の技能や記録等の目標に挑戦できるよう支援することは大切であるが、勝利至上主義的な考え方から過重な練習を強いたり、休日もほとんどなく長時間にわたる活動を強制したりするなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に支障をきたすような取組みとならないようにすること
 - ・ 活動においては生徒の心身疲労の蓄積を解消し、学校部活動に対する意欲の維持、向上を図ること
- 等を踏まえ、活動計画等を作成することが必要である。

② 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員²等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。その際、複数の指導者により多面的な指導ができるような体制を構築することが望ましい。
- 校長は、部活動顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行う。

² 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校における、スポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規程を準用。平成29年4月1日施行）であり、学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

- 学校の設置者は、円滑に学校部活動を実施できるよう、部活動指導員等を任用し、学校に配置する。また、教員ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制の早期の構築を目指す。
- 部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、外部指導者を配置するなどして、生徒にとって安全かつ効果的な活動ができる体制を構築するとともに、教員の負担軽減に努める。

○ **部活動指導員が十分に確保できない場合には**

- ・ 専門性を有する退職教員や各学校の卒業生、地域の指導者等を積極的に活用するなどして、外部指導者の配置に努める。

○ **現状の学校部活動数では生徒にとって望ましい活動ができない場合には**

- ・ 生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれないよう、教員や生徒等との十分な審議を経て、設置の可否を判断するように努める。また、学校設置者と相談のうえ、近隣の学校と協力して活動することも視野に入れ、部活動の再編も検討する。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

① 適切な指導の実施

- 生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- 分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- 生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。

○ **運動部活動の指導について**

- ・ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ傷害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う必要がある。

○ 文化部活動の指導について

- ・ 文化部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることを理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う必要がある。

② 部活動指導員・外部指導者の活用

■ 生徒の活動内容への興味関心・意欲の向上や、専門的な知識や技能を十分にもたない中で部活動顧問を務める教員の負担軽減を図るために、地域との連携も踏まえたうえで、部活動指導員や外部指導者の活用を積極的に行う。

○ 部活動指導員の活用上の留意点

- ・ 校長は、部活動指導員や外部指導者を活用する際には、学校部活動の教育的意義や目標、活動方針等を確認し合う機会を設け、学校の方針に従って指導面の一翼を担えるようにする。
- ・ 生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全確保や事故発生時の対応などは、部活動指導員や外部指導者も教員と同様の対応が求められる。

○ 部活動指導員等の任用・配置に当たって

- ・ 学校の設置者は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修³を行う。

³ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成 29 年 3 月 14 日付け 28 ス庁第 704 号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

③ 学校部活動の再編

■ 部員数が揃わず、活動を行いにくい学校部活動を有する場合は、学校の実状等を踏まえ、部の再編や合同部活動等の積極的な運用を図る。

○ 学校部活動の休部・廃部を検討する場合

- ・ 校長は、現在部に所属する生徒やその保護者等に対して検討の経過と結果などを十分に説明し、丁寧に対応する。
- ・ 校長は、少なくとも卒業学年まで活動できるような体制を整えたり、合同チームや合同練習などの運営を工夫したりするなど、生徒の活動の保障に努める。

○ 学校部活動の創部等を検討する場合

- ・ 新たに学校部活動を創部する場合は、校長は、生徒の意向や生徒・教員数の動向、活動場所の確保、継続的な運営等について十分検討する。

なお、合同チームを運用する際には、相手校と十分な調整を行い、大会への参加については、中学校体育連盟等の規定を確認しておく必要がある。

④ 学校単位で参加する大会等の見直し

■ 生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

学校の設置者、県中学校体育連盟、県小・中学校文化連盟等は、学校部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される大会・コンクール等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等について、主催者への要請または検討を行う。

校長は、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(3) 適切な休養日等の設定

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

○ 運動部活動について

- ・ 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁴も踏まえ、上記を基準とする。

○ 文化部活動について

- ・ 文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする⁵。

○ 休養日設定等における留意点

- ・ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態及び各競技等の特性を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、市町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

⁴ 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

⁵ 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間あたりに換算すると、1週間あたりの授業時数は29単位時間(24時間10分)である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)では、1週間あたり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準が示されている。

- ・ 学校の設置者は、「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえ、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
- ・ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(4) 生徒・地域のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 学校部活動は、教員や部活動指導員等の指導の下、生徒が自主的・自発的に活動を組織し、展開することの一つの本質を有しており、指導者等は、個々の生徒の個性を把握し、理解し、その願いに応えられるよう努めていくことが求められる。
- 一方、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備することも大切である。
- こうした環境整備にあたっては、地域とも連携し、そのニーズに対応していくことが望ましい。

○ 多様なニーズに応じた運動部活動の例

- ・ 複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
- ・ 競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動
- ・ 体力づくりを目的とした活動
- ・ 生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動 等

○ 多様なニーズに応じた文化部活動の例

- ・ 体験教室などの活動
- ・ レクリエーション的な活動
- ・ 障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動
- ・ 生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動 等

○ 入部の在り方について

- ・ 校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒一人ひとりの考えを尊重するとともに、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。
- ・ 校長は、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

(5) 安全管理・事故防止

① 考え方と留意点

■ 学校部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や学校行事などと同様に生徒の安全に配慮しなければならない。

○ 健康状態の把握

- ・ 生徒に自らの健康状態について関心や意識をもたせる。
- ・ 適度な休養や水分・栄養等の補給に留意させる。
- ・ 生徒の持病や健康診断（心電図検査等）の結果等を把握し、必要に応じて、医師の指示を仰ぐとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく。
- ・ 活動に際し、健康観察を適切に行い、けがをしていたり体調が優れない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限させるか、休ませる。

○ 指導上の留意事項

- ・ 学年や個人差に十分配慮した段階的・計画的な指導を行う。
- ・ 部活動顧問が互いに連携し、生徒の行動に目を配り、安全に活動できているか、注意を払う。
- ・ 自分や他者の危険を予測し、どのようにすれば危険を回避できるのかを具体的な場面を用いて、明確に示し、ルールや規則を守る意義を理解させるとともに、危険に対する予知や判断能力を育成する。
- ・ 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数(WBGT)等の情報や、測定器を活用して得た情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討する。
- ・ 活動中及びその前後もこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底する。特に、活動に不慣れな下級生の活動には十分留意する。
- ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施する。
- ・ 暴風や雷、大雨等、急な天候の変化に対して、情報収集に努め、それらが十分に予想される場合は、即時に活動を中止し、生徒の安全確保に努める。

○ 施設・設備・用具の安全点検と安全管理

- ・ 施設・設備・用具の定期的な点検と使用前後の点検を行う。また、生徒にも安全確認の習慣化を図る。
- ・ 施設・設備・用具を正しく使用し、事故が起きないようにする。

② 考え方と留意点

■ 校長は、日頃から事故発生に対応できるよう、初期対応やA E Dの使用方法など救急対応マニュアルを共通理解し、緊急体制を確立しておかなければならない。

○ 迅速で適切な事故対応に向けて

- ・ 万が一の事故発生時には、各学校で作成した学校管理下における「危機管理マニュアル」を参照のうえ、適切な対応を行う。また、部活動指導員や外部指導者等にも事故対応について共有する。

3 学校部活動の保護者・地域との連携

(1) 保護者との連携

■ 学校部活動を充実させるためには、保護者の理解や協力を得ることが不可欠である。学校部活動に対する保護者の考え方は様々であり、保護者に学校部活動を正しく理解してもらうよう努める。

○ 保護者との連携を深めるために

- ・ 年度当初に学校部活動の教育的意義や目標、活動方針・年間計画などを保護者に説明するとともに、毎月の活動内容や計画等を配付する。
- ・ 傷病時には、必ず保護者に連絡し、適切な対応を行う。
- ・ 学校部活動に係る経費については、できるだけ保護者の負担を軽減するよう配慮する。また、必要経費等を徴収する場合は、保護者に事前に文書等で集金額とその用途を周知するとともに、実施後は決算報告を行う。

(2) 地域との連携

■ 学校部活動については、その意義を踏まえたうえで、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の推進を図ることとし、部活動の指導者として地域の人材を活用することや、複数校による合同部活動の実施など、地域との連携を、地域の実情に応じ、積極的に進めていく。

■ 生徒のスポーツや文化、科学等の活動を充実させるためには、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、連携を図ることが大切である。

○ 地域との連携を深めるために

- ・ 学校の設置者及び校長は、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。
- ・ 学校の設置者及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- ・ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日

においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やすなどの工夫をする。

- 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるよう配慮する。

Ⅲ 新たな地域クラブ活動

今後も生徒数が減少していくことが見込まれる中、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、地域の運営団体・実施主体による新たな地域クラブ活動の実施に向けた枠組みを整備する必要がある。

また、地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

このため、市町は、県との連携により、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域全体で支えていくための新たな枠組みづくりを進め、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから学校部活動の地域移行を進めていくこととする。

1 地域移行の目的及び方向性

- 今後も生徒数が減少していくことが見込まれる中、学校部活動の地域移行は、生徒のスポーツ・文化芸術環境をより良いものとするため、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備を図ることを目的とするものである。その際、学校部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を地域の実情に応じて整備していくことが必要である。
- まずは、休日における地域クラブ活動の環境整備を進めることを基本とし、平日における環境整備については、休日における取組みの進捗状況等を検証しながら、できるところから取組みを進める。ただし、地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについて、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。
- 学校部活動の地域移行を進めるにあたっては、関係者の共通理解の下、取組みを進める必要があることから、市町においては、推進計画等の策定や関係者間で協議を行う場を設定するなど、丁寧に議論・調整を行いながら進める必要がある。

○ **新たな地域クラブ活動の整備から期待できること**

- ・ 中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体として幅広いニーズに応えられる。
- ・ 生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進される。
- ・ 行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実する。

地域クラブ活動への移行については、生徒の活動の機会確保を最優先に、地域や学校の実情に応じて、できるところから取組みを進めていく。

2 新たな地域クラブ活動の運営

(1) 参加者

- 従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

(2) 運営団体・実施主体

- 運営団体・実施主体は以下のように多様なものを想定する。

地域スポーツ団体等	地域文化芸術団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合型地域スポーツクラブ ・ スポーツ少年団 ・ 体育・スポーツ協会 ・ 競技団体 ・ クラブチーム ・ プロスポーツチーム ・ 民間事業者 ・ フィットネスジム ・ 地域学校協働本部 ・ 保護者会 ・ 同窓会 ・ 複数の学校の運動部が統合して設立する団体 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術団体 ・ 地域学校協働本部 ・ 保護者会 ・ 同窓会 ・ 複数の学校の文化部が統合して設立する団体 等

※ 市町が運営団体となることも想定される。

○ 運営団体に想定される主な業務

- ・ 地域クラブ活動の規約・運営方針の策定
- ・ 活動する種目等の決定
- ・ 活動周知に係る広報活動
- ・ 参加者の募集・受付
- ・ 活動のマネジメント（活動計画・活動実績報告の作成、施設の確保、大会等の参加手続き、保険手続き、送迎バスの運行、事故やトラブル発生時の対応 等）
- ・ 指導者のマネジメント（指導者の確保、報酬の支払い、研修会の実施、従事時間管理、シフトの作成 等）
- ・ 参加者のマネジメント（出欠管理、安全管理、費用負担の検討・財源の確保 等）
- ・ 地域、学校、関係団体等との連携
- ・ 参加者及び保護者の満足度を高める工夫（アンケートの実施） 等

(3) 指導者

- 市町及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保することが必要である。その際、指導者の養成や資質向上の取組みを進めることが必要である。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「Ⅱ 学校部活動」に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。県及び市町は、適宜、指導助言を行う。
- 指導者は、「Ⅱ 学校部活動」に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

○ 想定される地域クラブ活動の指導者

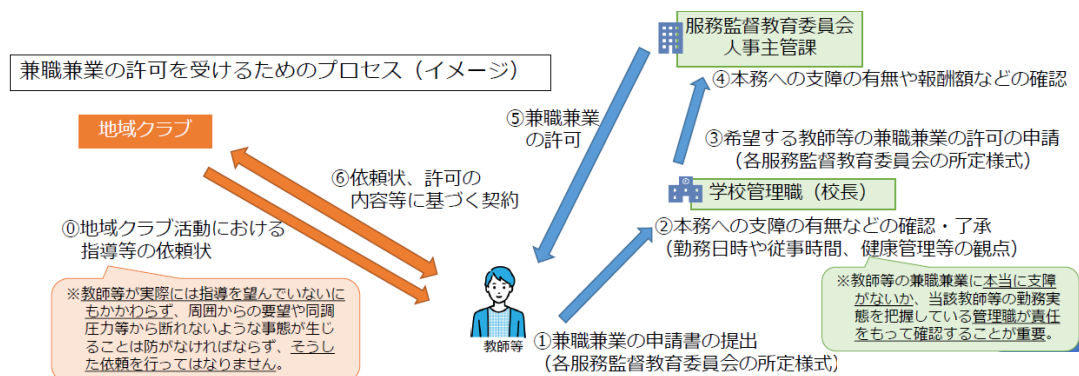
- ・ スポーツ・文化芸術団体の指導者
- ・ 部活動指導員となっている人
- ・ 退職教員
- ・ 教員等の兼職兼業
- ・ 企業関係者
- ・ 公認スポーツ指導者
- ・ スポーツ推進委員
- ・ 競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者
- ・ 地域おこし協力隊 等

○ 教員等の兼職兼業について

- ・ 教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（文部科学省）を参考にしつつ、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

- 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。）は、
 - ① 当該教師等が希望する場合であって、
 - ② 地方公務員法第 38 条や教育公務員特例法第 17 条等の規定に基づき、
 - ③ 服務を監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）の許可を得た場合には、兼職兼業を行うことが可能です。 ※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要

- 地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、サービス監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなります。



< 運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて（整理表） >

運営主体	自治体	民間の地域団体 (民間企業、総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム等)			その他
	委託(委嘱) ※1	雇用	業務委託・請負 ※1	有償ボランティア ※3	無償ボランティア
指揮命令権者	(教師等本人)	運営主体(企業等)	(教師等本人)	(教師等本人)	(教師等本人)
賠償責任	教師等本人	運営主体(企業等)	教師等本人	教師等本人	教師等本人
兼職兼業許可手続き	必要	必要	必要	必要	不要
給与等の性質	謝金(委託報酬 ※2)	賃金	売上	謝礼	—
労基法の適用関係					
最低賃金	適用なし	適用	適用なし	適用なし	適用なし
36協定	無	必要	無	無	無

※ 労働基準法上、労働時間の通算の必要がない場合においても、過労等により教師等としての業務に支障を来さないようにする観点から、教師等の申告等により就業(従事)時間を把握し、在校等時間を含めて就業時間の合計が長時間とならないよう配慮することが望ましい。

※1 委託・請負といった契約の形式や名称にかかわらず、実態として指揮命令権者が企業等であるなど、その実態に応じて判断した結果、雇用契約と認められる場合がある。

※2 講演料や原稿料などの謝金以外については、地方公務員法第38条第1項にいう「報酬」に該当。

※3 有償ボランティアとは、労務の対価として謝礼があるものであり、交通費等の実費弁償の範囲内の支給は含まず、その有無は問わない。

【「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」(文部科学省)】

- ・ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教員等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その際、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教員等のサービス監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

(4) 活動

- 競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。また、他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにすることも考えられる。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「Ⅱ 学校部活動」に準じた活動時間、休養日を設定する。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、その活動を保護者に丁寧に周知するとともに、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

○ 特定の種目や分野に継続的に専念する活動以外の活動の例

- ・ 体験教室や体験型キャンプのような活動
- ・ レクリエーション的な活動
- ・ シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動
- ・ 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動
- ・ アーバンスポーツ
- ・ メディア芸術
- ・ ユニバーサルスポーツ
- ・ アート活動 等

○ 適切な休養日等の設定

- ・ 学校の学期中は、週当たり2日以上の休養日¹を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- ・ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

○ 保険に係る留意点

- ・ 地域クラブ活動については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外であるため、安心して地域でスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、スポーツ保険等に加入する必要がある。
- ・ 自身の怪我だけでなく、他人に怪我をさせてしまう場合等も踏まえて、個人賠償責任保険も必要となる。
- ・ 指導者についても、指導等の最中に怪我をすることや、指導している生徒に対して怪我をさせてしまうことなども想定され、指導者も保険加入が望まれる。

(5) 学校との連携等

- 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する必要がある。
- 県及び市町は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組み状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

3 学校部活動の地域移行に向けた取組み

(1) 検討体制の整備

- ・ 県は、県と17市町による地域移行のための協議会を設置し、中学校の休日における部活動の地域移行に係る方向性や課題の共有を図る。また、県に総括コーディネーターを配置し、市町への支援を行うとともに、県、市町、スポーツ・文化活動関係団体等の連携体制整備や広域的な支援方策等を検討する。
- ・ 市町は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置するなど、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。

<参考：段階的な体制の整備>

- ・ 以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。
 - ① 市町が運営団体となり、あるいは市町が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。
 - ② 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

※ なお、直ちに前期①②のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校の設置者や学校が、地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

(2) ニーズの把握

- ・ 市町は、それぞれの地域における資源（スポーツ・文化芸術活動に関わる組織、人材、活動環境等）を把握するとともに、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の検討が必要である。また、所管する各学校における児童生徒や保護者のニーズ、学校・地域の意向を把握することが必要である。
- ・ 市町は、地域クラブ活動での指導を希望する教員の意向を把握するため、教員へのアンケートを実施するなど、本人の意思に反して、無理に兼職兼業させることのないようにすることが必要である。

(3) 指導者の確保

- ・ 県は、指導者の状況をはじめ、県内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約するため、広域的な人材バンクを設置し、各市町のニーズに合わせてマッチングを行うことができるようにする。
- ・ 平日と休日で指導者が異なる場合については、あらかじめ指導者等の中で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

(4) 生徒や保護者等への情報発信

- ・ 県及び市町は、令和5年度以降、地域移行を進めることについて、情報発信を強化する。
- ・ 市町においては、地域のスポーツ・芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、各市町の取組み状況を発信するため、例えば推進計画の策定等により、取組みの背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。
- ・ 県は、各市町が取組みを実施するうえで参考となるよう、各市町の実践・実証事業の取組みの状況や成果・課題等を随時発信する。

(5) 活動場所の確保

- ・ 県及び市町は、地域クラブの活動場所として、公共のスポーツ・文化施設や学校施設等について、減免措置や低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりに努める。